

公立大学法人東北公益文科大学監事監査規程

令和8年4月1日規程第2号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人東北公益文科大学定款に定めのあるもののほか、公立大学法人東北公益文科大学（以下「法人」という。）に置く監事が行う監査（以下「監査」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(監査の目的)

第2条 監査は、法人の業務の適正かつ効率的な運営を図るとともに、会計経理の適正を確保することを目的とする。

(監査の対象)

第3条 監査は、法人の業務及び会計について行う。

(監査の種類及び方法)

第4条 監査は、定期監査及び臨時監査とする。

2 監査は、書面監査、実地監査その他監事が適当と認める方法により行う。

3 業務に関する定期監査は毎事業年度1回行い、会計に関する定期監査は各事業年度の決算の終了後、速やかに行うものとする。

4 臨時監査は、監事が必要と認めたときに行う。

(監査計画)

第5条 監事は、毎事業年度の初めに、次に掲げる事項を記載した監査計画書を作成し、理事長に提出するものとする。ただし、臨時監査については、この限りでない。

(1) 監査の実施期日

(2) 監査の対象

(3) 監査の方法

(4) その他監査の実施に関し必要な事項

(監査の事務補助)

第6条 監事は、その職務を遂行するため、法人の職員に監査事務の補助を行わせることができる。

2 監査の事務を補助する職員は、監査の実施に当たり知り得た事項を漏らしてはならない。

(監事の権限等)

第7条 監事は、役員及び職員（以下「役職員」という。）に対し、監査に必要な帳簿その他の資料の提出並びに説明及び報告を求めることができる。

2 監事は、監査の実施にあたり法人の業務運営並びに意思決定に関する文書を閲覧することができる。

3 監査を受ける者は、監査の円滑な遂行に協力しなければならない。

4 監事は、理事会、経営審議会、教育研究審議会その他の重要な会議に出席して意見を述べることができる。

(監査結果の報告等)

第8条 監事は、監査終了後1か月以内に、次に掲げる事項を記載した監査報告を作成し、理事長に提出しなければならない。

(1) 監査の方法及びその内容

(2) 法人の業務が、法令等に従って適正に実施されているかどうか及び中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているかどうかについての意見

(3) 法人の役員の職務の執行が、法令等に適合することを確保するための体制その他法人の業務の適正を確保するための体制の整備及び運用についての意見

(4) 法人の役員の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令等に違反する重大な事実があったときは、その事実

(5) 監査のため必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由

(6) 監査報告を作成した日

2 理事長は、監査の結果に基づき、正当な理由がない限り、是正又は改善措置を講じなければならない。

3 監事は、必要と認めるときは、理事長に対し、監査結果報告に関する措置状況等について報告を求めることができる。

4 理事長は、前項の規定による措置状況等について文書により監事に報告しなければならない。

(設立団体の長への意見の提出)

第9条 監事は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第13条第9項の規定により、山形県知事及び庄内広域行政組合理事長（以下「設立団体の長」という。）に意見を提出するときは、あらかじめ理事長にその旨を通知するものとする。

(監事への報告)

第10条 理事長は、次に掲げる事項が発生したときは、速やかにその旨を文書又は口頭で監事に報告しなければならない。

(1) 業務上の重大な事故又は異例の事態が発生したとき。

(2) 法人に著しい損害が発生するおそれがあると認めるとき。

(3) 役職員による不正、違法行為、著しい不当事実があると認めるとき。

(監事に回付する文書)

第11条 次に掲げる文書は、監事に回付しなければならない。

(1) 設立団体の長の認可又は承認を必要とする文書

(2) 設立団体の長に提出する文書

(3) 公立大学法人東北公益文科大学評価委員会に提出する文書

(4) その他法人の業務に関する重要な文書

(雑則)

第12条 この規程を改廃する場合は、監事の意見を聴かななければならない。

2 この規程に定めるもののほか、監査の実施に関し必要な事項は、監事の意見を聴いて別に定める。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。